

環境法 BASIC

大塚 直

2013年9月刊 / 520頁 / 3990円(税込)
A5判 / 並製



編集
担当者
から

著者の大塚直先生には、すでに環境法の体系書『環境法』（現在第3版。有斐閣、2010年）がありますが、本書はそれと異なり、「教科書」であることに徹した作りとなっています。重要用語がゴシック体で、また重要センテンスがアンダーラインで示されるなど視覚的な配慮がなされているほか、各所に基本事項を問う「Q」が配置され、読者は、それに答えることを意識しながらメリハリを付けて読み進めることができます（「→」で示した発展的問題については、本書の中にヒントが隠されていますから自ら考えてみてください）。

編集担当者としてひしひし感じますのは、環境法をめぐる世の中の動きの激しさです。福島第一原発事故をきっかけに、放射性物質による環境汚染も、他の環境汚染と同じく環境法体系下で取り扱われることになりました。また、本書の校正段階でも、環境法令の改正が相次ぎ、水俣病認定に関する最高裁判決も出ました。

法曹や公務員を目指すにしても、あるいは企業で働くにしても、環境法の知識は今後ますます不可欠になっていくと思います。ぜひ最新・最先端の内容が凝縮された本書で、環境法の基礎を学んで下さい。(S)

Point!

P

学習上の重要ポイントがはつきりわかります。

第2章 環境法の基本理念・原則、各主体の役割

01 環境法の基本理念・原則として環境基本法はどのようなものをおいているか、それはどのように環境法の基本原則と比べてどうか。

環境法の基本理念については、前述のように、環境基本法は、①健全で恵み豊かな環境の享受と継承、②環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、③国際的協働による地球環境保全の積極的推進という3つをあげている。このうち③は、国際環境問題に対する政府の姿勢として重要であるが、環境法の理念として特に取り上げることはない。

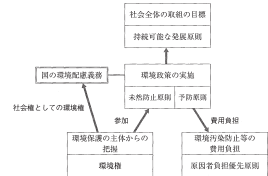
本書では、ヨーロッパ環境法を参照しつつ、環境法の基本理念・原則として、①「持続可能な発展」、②「未然防止原則・予防原則」、③「環境権」、④「汚染者負担原則（汚染者支払原則）」ないし「原因者負担原則（原因者負担優先原則）」の4つを環境法の理念・原則として取り上げる。①は社会全体の取組についての目標として、②は環境政策・対策の実施に関する原則として、③は環境汚染防止等の費用負担の原則として、その内容が今日極めて重要性を帯びていると考えられるからである。また、④は環境保護主体（イニシアチブをもつ者）の観点から提えた権利であるが、基本理念・原則とも密接に関連するので、便宜上ここで扱うことにする（図表2-1）。環境基本法上の関係であれば、①は3条、4条、②は4条、19条、③は3条、④は8条1項、21条及び37条と関連がある。

02 環境法の基本理念・原則にはどのような特徴があるか。

環境法の基本原則は、EU条約、EU運営条約、フランス環境憲章及び環境法典、ドイツの環境法典草案において「原則」として明記されている。これらの影響を受け、わが国でも、環境法の基本原則が認められることが少なくないが、そこでの「原則」とは何か。

「原則」と「ルール」に関するドゥーキンの区別によれば、「ルール」とは、特定の事象に対して直ちに特定の法的解決を導くものであるのに対し、「原則」とは、必ずしも法文に表れていない法的な提案であり、実定法が従うべき一般的な志向や方向性を示すものである。「原則」は、全か無かの一義的な適用がなされるもので

【図表2-1】環境法の基本諸原則等の関係



はなく、裁判所に特定の解決を支持する理由を与えるにすぎないものであり、厳密な意味での法的拘束力はない。「原則」は「ルール」の形成に影響を与える。この見解は種々の批判を受けてはいるが、環境法の基本原則について議論される際にも、その性格については支持するものが多い。

これらに触れる、持続可能な発展原則（ただし、その構成しかたによる）、未然防止原則及び予防原則、原因者負担原則（汚染者負担原則）（さらに、拡大生産者責任原則）は、上記の「原則」としての一般的な意義を有するのである。その意味では、基本原則を全ての問題に適用される法的拘束力のあるものと理解するのが誤っていると同時に、基本原則を効力のない意味的なものと理解するものも誤明ではない。なお、わが国では、環境法の基本原則が法律上明確に定められているわけではないこともあり、それぞれの「原則」の法的意義の程度については暫く検討が必要であろう。

2-1 「持続可能な発展」とは何か

①「持続可能な発展」とは何か

(1) 生成

1980年世界自然資源保全戦略で「持続可能な発展 (sustainable development)」（「持続可能な開発」と訳されることも多いが、ここではこの面を用いる）という語が用いられたことを嚆矢とする。これは、基本的な自然システムの維持、遺伝資源の保護、環境の持続的利用の3つに配慮した発展の方向を示した。